

求職者支援制度の特例措置について

求職者支援制度を活用しやすくするため、職業訓練受講給付金と訓練対象者の要件を緩和する特例を設けました（令和5年3月31日までの時限措置）

職業訓練受講給付金の特例措置

(1) 本人収入要件

- シフト制で働く方、自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方などで、固定収入が8万円以下の方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 固定収入は1か月の固定的な収入です。

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） <ul style="list-style-type: none">・ シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします・ 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません・ 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします
自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none">・ 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします・ 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください <p>[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円</p>

- コロナ対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方が対象となります

- ・ 都道府県、市町村に雇用されている方
- ・ 都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
- * 従事する仕事の内容は限りません。コロナ対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象となります

(2) 世帯収入要件

○ 世帯収入要件が月 40 万円以下となります

※ 世帯とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。内縁の関係にある者は配偶者とみなします

(3) 出席要件

○ 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日についても、「やむを得ない欠席」とします

※ 仕事で訓練を欠席する日が病気などと同じやむを得ない欠席となり、訓練実施日の 2 割まで認められます

○ 出席要件が「訓練の 8 割以上に出席すること」となり、やむを得ない理由以外の欠席日の給付金は日割りで減額します

※ 病気や仕事などによるやむを得ない欠席と、やむを得ない理由以外の欠席をあわせた欠席日が、訓練実施日の 2 割まで認められます

※ やむを得ない欠席日は給付金を減額せず、やむを得ない理由以外の欠席日は給付金を日割りで減額します

給付金の支給例 [支給単位期間の日数 30 日、訓練実施日 20 日のケース]

- ① やむを得ない欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 (満額支給)
- ② やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [特例措置の出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - (10 万円 × (4 日 / 30 日)) = 86,666 円 (減額支給)
- ③ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 2 日の場合
{20 日 - (2 日 + 2 日)} / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - {10 万円 × (2 日 / 30 日)} = 93,333 円 (減額支給)
- ④ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
{20 日 - (2 日 + 4 日)} / 20 日 = 70% ≯ 80% [特例措置の出席要件非該当]

訓練対象者の特例措置

(4) 働きながら訓練を受けて社内での正社員転換などを目指す方や、今の仕事に役立つ能力を身に付けようとする方などが訓練の対象となります

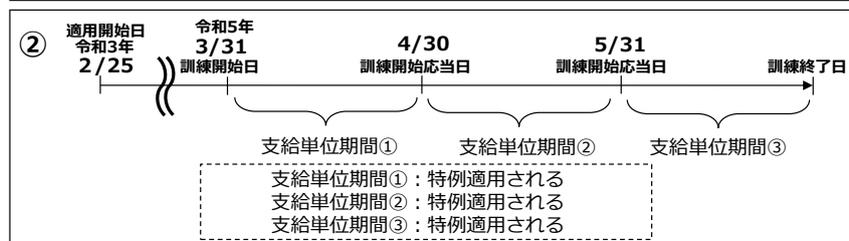
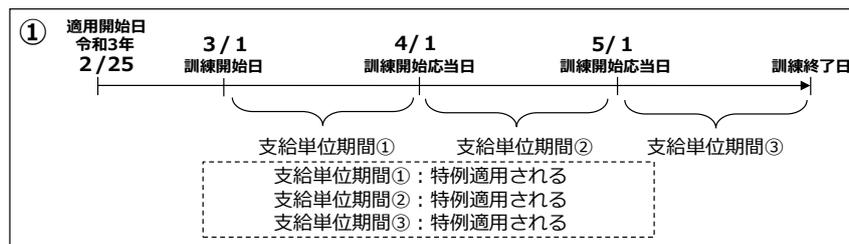
※ 現在の訓練対象者 (再就職や転職を目指して訓練を受講する方) の他に、上記の方が対象となります。今の仕事を続けながらスキルアップを目指す方が、訓練を受講できるようになります。雇用保険被保険者の方は対象となりません

特例措置の適用

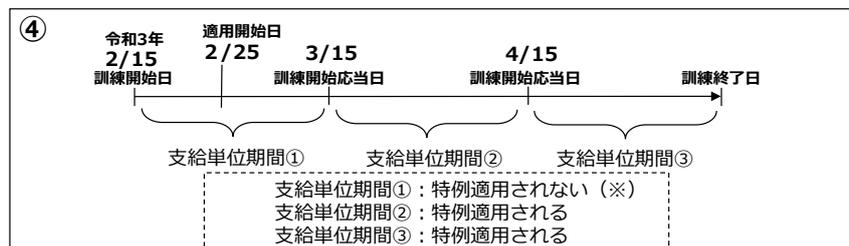
- (1) 本人収入要件の特例措置は、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和5年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年2月25日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年2月25日より前に訓練の受講を開始している方

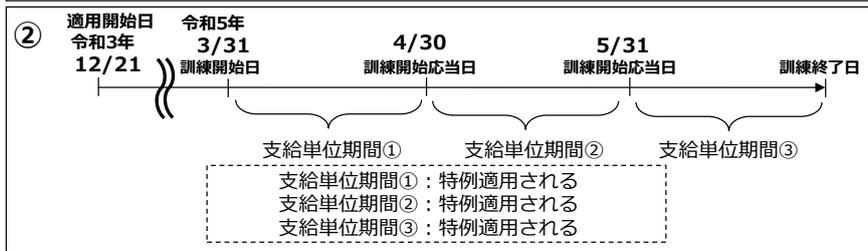
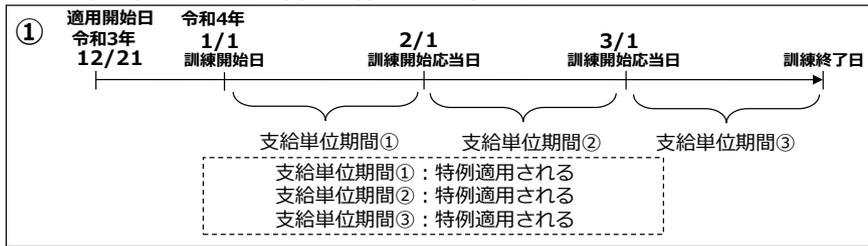


※ 支給単位期間①は、支給単位期間の初日が2月25日より前のため、特例措置を適用しない。

- (2) 世帯収入要件の特例措置は、令和3年12月21日から令和5年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和5年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年12月21日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年12月21日より前に訓練の受講を開始している方



(3) 出席要件の特例措置は、仕事で訓練を欠席する場合の特例は令和3年2月25日の訓練の欠席から、訓練の8割以上の出席とやむを得ない理由以外の欠席日の給付金を日割りで減額する特例は令和3年12月21日の訓練の欠席から適用となります。また、令和5年3月31日までに訓練を開始した方に適用し、その方の訓練終了日まで適用となります

(4) 訓練対象者の特例措置は、令和3年12月21日から令和5年3月31日までの間に訓練受講申込みをした方に適用します

※ ご不明な点はハローワークにお問い合わせください。

在職者の皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～働きながらスキルアップ～

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練



スキルアップ
正社員転換
資格取得 など

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、スキルアップを目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です
- **収入が一定以下の場合、働きながら給付金を受給して訓練を受講**できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練を受講**できます（テキスト代などは自己負担）
- **雇用保険に加入していない方**が対象となります

■ 主な対象者の方は？

- ✓ **訓練を受けて正社員転換や資格取得を目指す方**
- ✓ **訓練を受けて今の仕事に役立つスキルを身に付けようとする方**
- ✓ **働きながら訓練を受けて転職を目指す方 など**



訓練でパソコンや会計事務を学んで飲食店のマネージャーになりたい

訓練でマーケティングなどを学んでホテルの営業部門の正社員として働きたい

休業中に訓練を受けて仕事に役立つ資格を取得したい

訓練でデザインを学んで店舗で使うチラシやポップを作れるようになりたい



転職せずに働きながらスキルアップを目指す方が訓練を受講できるようになりました【令和5年3月末までの特例】

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下** (*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する** (*)
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和5年3月末までの特例

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (令和5年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます

! **働きながら受講しやすい夜間・土日のコースや
託児付きのコースも設けています**

コース検索はこちら



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄する
ハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



休業中の皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～働きながらスキルアップ～

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練



スキルアップ
正社員転換
資格取得 など

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、スキルアップを目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です
- **収入が一定以下の場合、働きながら給付金を受給して訓練を受講**できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練を受講**できます（テキスト代などは自己負担）
- **雇用保険に加入していない方**が対象となります

■ 主な対象者の方は？

- ☑ **訓練を受けて正社員転換や資格取得を目指す方**
- ☑ **訓練を受けて今の仕事に役立つスキルを身に付けようとする方**
- ☑ **働きながら訓練を受けて転職を目指す方 など**



訓練でパソコンや会計事務を学んで飲食店のマネージャーになりたい

訓練でマーケティングなどを学んでホテルの営業部門の正社員として働きたい

休業中に訓練を受けて仕事に役立つ資格を取得したい

訓練でデザインを学んで店舗で使うチラシやポップを作れるようになりたい



転職せずに働きながらスキルアップを目指す方が訓練を受講できるようになりました【令和5年3月末までの特例】

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下** (*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する** (*)
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和5年3月末までの特例

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
I T	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (令和5年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます



**働きながら受講しやすい夜間・土日のコースや
託児付きのコースも設けています**

コース検索はこちら



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄する
ハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～雇用期間終了後のステップアップに向けた支援～

ステップアップに向けた**職業訓練を働きながら受講**できます
訓練期間中、**職業訓練受講給付金（月10万円）**を支給します

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練



ステップアップ
につながる仕事
に転職など

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が**月12万円以下**（※）
- 世帯全体の収入が**月40万円以下**（※）
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- **訓練の8割以上に出席する**（※）
（病気や仕事など以外の理由により訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します。）

※ 令和5年3月31日までの特例



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040331訓03

■ 地方公共団体などで臨時的に雇用されている方とは？

地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です

- **都道府県、市町村**に雇用されている方
 - **都道府県、市町村から事業を委託されている事業主**に雇用されている方
- ※ 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

■ 訓練受講までのながれ

ステップ1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ4	訓練受講開始

- 職業訓練受講給付金は、訓練開始後、1か月ごとに支給します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として月に1回、ハローワークに来所し、職業相談を受けていただきます
- ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います

■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

コース検索はこちら



- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (※)
- 訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます ※ 令和5年3月31日までの特例



全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの相談を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています

求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]

